第明治三十五種郵便物認可

平成２７年（フ）第３号
福岡県直方市大字頓野2307番地９　県住20―504号
債務者　安田　博章
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第５号
福岡県直方市大字頓野2307番地９　県住24―206号
債務者　入江　美香
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２９８号
長崎県長崎市小菅町100番地30
債務者　岩永　勝彦
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７号
長崎県長崎市江川町444番地３
債務者　田平　昭義
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅205棟24号
債務者　吉木　浩美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６号
宮崎県日南市大字平野1673番地　松原第８アパート８号
債務者　甲斐　史子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２７年（フ）第５号
北海道小樽市花園４丁目20番10号　パークサイドハイツ103、前住所北海道小樽市桜５丁目６番２号　麻生方
債務者　吉田　智子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第９号
福島県二本松市新座40番地１　市営住宅下山田団地22棟２号
債務者　武田小百合
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
福井県鯖江市石田上町第21号11番地49、旧住所福井県坂井市春江町いちい野北501番地
債務者　有馬　育弥（旧姓大久保・山口）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
福井県大野市中保第24号13番地
債務者　寺嶋喜代子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
福井市春山１丁目７番11号
債務者　齊藤万紀子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
長野県飯田市鼎中平2778番地１　蟻塚アパートＥ号
債務者　松本　智子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１４号
長野県飯田市駄科468番地
債務者　下平　あさ
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２０８０号
名古屋市天白区植田山４丁目411番地　グリーンヒルズ植田山103号
債務者　髙田優こと　荒井　　優
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２６号
名古屋市守山区元郷１丁目1205番地
債務者　菊池　厚子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５号
名古屋市南区中割町４丁目110番地　中割マンション102号
債務者　蟹　幸太郎
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
富山市茶屋町796番地　ティーハウスＩ103号
債務者　髙木　克也
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月29日まで
富山地方裁判所民事部